

# 地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要について

平成21年3月

総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、自動車取得税、軽油引取税等の一般財源化等に対応した所要の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

- (1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目
  - ① 医療関係者の養成所において教育の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置の対象となる者に、社会医療法人を追加する。
  - ② 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置の対象となる不動産等を、有料駐車場等以外の不動産等とする。
- (2) 自動車取得税、軽油引取税等の一般財源化に対応した所要の規定の整備
  - ① 軽油引取税及び自動車取得税について、法律において目的税を普通税とし、規定の位置を改めたことに伴い、政令においても該当条項の位置を改める。
  - ② 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改める。

## 3 施行期日

原則として平成21年4月1日から施行する。